

株式会社大中環境

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年 1月25日

女性が就業継続し、活躍できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年2月1日～令和5年1月31日までの3年間

2 目 標

- ① 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を70%以上とする
- ② 女性の育児休業取得率を80%以上とし、男性の育児休業取得も啓蒙する

3 対 策

- ① 令和3年1月～ 利用可能な両立支援制度に関する周知を行う
- ② 令和3年1月～ 育児休業期間中に定期的な情報提供を行う